

第11回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成18年1月10日(火)午後2時30分～
ところ 市役所講堂(第二庁舎10階)

1 市民意見の聴取について

- ・市民に十分検討していただく意味合いから、広報掲載は1月15日には間に合わないか。また、意見等の提出期間を2月20日まで延ばせないか。
- ・団体長説明会には、できれば新年度に長となるような方にもぜひ参加をいただきたい。
- ・審議会は市長から意見を求められて、それに対して趣意をお返しする立場。都市内分権の具体的な実施は、審議会の意見を聞いた上で、市長がそれを咀嚼をして、実態に合わせながら、取れるものを取って、出来る限り尊重してやってもらうということになる。審議会が答申案が出来たということで市民に意見を求めるスタイルが本当に必要なのかという点で疑問がある。
- ・多くの皆さんの意見を聞きながら答申しなければならないことであるのは間違いないが、都市内分権について言えば再三にわたって、市がプロジェクトチームの責任、あるいは市の責任において、地域で説明し、それに対する意見がいろいろ出てきている経過の中で、審議会が設置をされて意見を求められている。
- ・審議会は、今まで出されている地域の意見や議会の意見の資料があり、それらを参酌して審議会として意見を集約し、市長に答申すべき。市民に知らせない方がいいという意味ではない。

今の意見は筋論。パブリックコメントは審議会がやるのではなく市がやる。答申案を確定して答申する。それに基づいて市長が、この線できこうと方針を出す。それをパブリックコメントにかけるべきだ、あるいは団体長説明会で説明するべきだ、という意見。くれぐれもパブリックコメントをする必要がないとか説明会をする必要がないということでは決してない。審議会がパブリックコメントをできる、という規定でもあるならば別だが、説明会はともかくパブリックコメントを市がやる、という位置付けになっているので、理屈から言えばおかしい。
- ・パブリックコメントは、内容を理解いただかないと、審議会で審議をしてきたことと全く正反対な意見が出ると思う。答申案の確定が難しくなる。
- ・答申に基づいて、実施段階で、行政執行者が一般市民の声を聞きながらやらなければならないというのは、執行権者がやるべきこと。我々に任された審議権の侵害とまではいなくても、価値がなくなる。パブリックコメントをもって答申案を変えるようなことはおかしい。
- ・資料1で、出席者が審議会委員4名程度、人選は任せてもらいたいとは、どういう発想なのか。
- ・平成18年度に動き出すのであれば、市民意見を理事者側が聴く余裕がない。
- ・審議会として市民会議を主催し、審議の過程の中で市民の皆さんの意見を聴いて反映させるということであれば、8名が参加して、事務局が人選するのはおこがましい。審議委員が全部分担して出て行くべき。どれだけ市民の皆さんの意見を聴くことができるかどうか疑問。
- ・審議会がパブリックコメントとして答申するなんて聞いたことがない。
- ・答申案をそのまま執行権者がやらなくてもいい。その時の市の状況、環境を含めて、執行権者が判断すること。
- ・素案の段階まで来てパブリックコメントというと、審議会の意味がなくなってくる。
- ・「平成18年度に各支所に地区活動支援担当職員を配置する必要がある」とは言えない。4月からあるいは年度途中から配置するのであれば、そういう答申はできないので、答申した後、市の側でパブリックコメント、説明会をやる、意見をできるだけ聴取する、という方法論をとることを前提に、パブリックコメントをやることは意味がない、と思う。
- ・今までに何度か審議会の段階でパブリックコメントをとった経験がある。

- ・地域では、審議会で一体どうなるんだろうと待っている。早く知らせてやるということも方法。18年度から実施したいという行政の気持ちもわからないわけじゃない。
- ・何でそんなに4月1日にこだわっているのか。市長の諮問は年度内の答申であり、それを市の方で十分咀嚼し、すぐ出来るものがあれば4月1日からやればいい。実施の日程と審議会の答申日程と一緒に議論していく必要もない。答申すべき中身について慎重に審議をして答申すれば、市の方も困難なことはない。18年度の実施も、4月からやればいいし、意見を聴くのがあれば4月でも10月でも実施してもらえればいい。
- ・この内容で審議会委員4名が、市民会議で回答するにしても、それぞれ思いも違うし、できないだろうと思う。
- ・あえて事務局のスケジュールどおりやってもらいたい。市民は、とっても良い感性、発想を持っている。我々の審議以上のものが市民から求められるという期待性がある。もう少し筋論で行くのか、スケジュールどおり行くのか練っていただきたい。
- ・第2回審議会で「都市内分権地区懇談会の開催について(事務局案)」ということで提案され、第3回審議会で、地区懇談会について「このスケジュールに沿って進めていくということで、よろしいでしょうか。では、スケジュール関係はそういうことでいきたいと思います」ということで、2月にパブリックコメントをやるスケジュールが出ており、審議会を確認している。どういう形でやるかということ、ここで議論する必要がある。

審議対象として出している。それで「おかしい」という意見が出たので議論をすることは然るべきこと。それでやり方を変えても間違った話じゃない。

- ・筋論でいった方が良い。審議会の答申の後に、行政が市民提案制度、パブリックコメントを行って、一般市民からの意見を答申内容に如何に入れて執行体制にもっていくかが、あり方だ。
- ・審議委員が論議した中で、市民の声を聞いた方がいいというときには、聞く必要があったが、審議が順調に進んで、素々案が出来た。審議会としては住民に直接聞かなくてもできた答申について、市がで市民の皆さんに意見を聞くことは、自由にやっていただいて結構。審議会としては、ここで答申をすれば良い。市の立場では、やる必要があるのではないかと理解するが。

全委員から意見聴取

- ・市長は「市民の声を大切にすると」言っているのだから、市民の声を聞きたいのだから。ただ、今まで地区でもこの話は聞いている。審議会は審議会の答で、市の方は市で聞いていただくのは全然構わない。
- ・パブリックコメントには3つの方法がある。審議を始まる前、審議の途中、答申の後。答申をした後、堂々と市民の意見を聞くのも正論で、市民の意見を聞いていない、ということではない。
- ・答申を私共が決めて、行政がパブリックコメントをしてもらおう、ということでもいい。
- ・このスケジュールどおりで良い。審議会委員の参加が4名が疑問。
- ・筋論でいくべき。市民会議に審議委員4名で出て行くが、その4名になったら非常に困る。
- ・このまま答申して良い。
- ・責任、自信をもって答申し、その後、市長が決めてやっていくこと。そこまでは口を出さなくても良い。
- ・審議会として主催するというやり方で、2箇所では少ないので4箇所くらいにして、全審議委員が参加をして意見を聞く。それを持ち寄って、最後の答申案の審議に反映させる。ホームページやその他の方法で意見を出してもらうことは、当然やるべきだと。
- ・筋論で結構。パブリックコメントは親切な方法だが、審議の過程の中で、市民の意見を聞く必要が無かったということ。答申出して、市長が実施に移すには、意見を聞かなければいけないだろうと思う。聞かなくても良いが、審議会としては、市民の意見を聞いてやってもらいたいというような意思を伝えた方が良い。

- ・市民の間でも理解に差があり、パブリックコメントをやるべきかどうか迷うところ。
- ・答申は答申でやって、然る後に、行政の方で実施する前に、パブリックコメントや団体長説明会をいろいろやらないと実行できないと思う。
- ・パブリックコメントを実施して、答申の中に意見を反映させる機会があった方がよい。
- ・市民が、たとえ意見であり、会議の参加であり、自分たちも都市内分権にその一端に参加し、自分の意思が多少とでも反映されたり、あるいは他の人の意見も聞き終えたということを確認することが大切なことと思うので、実施するべきだ。
- ・特に地区の説明会は必要だろう。審議を進める中で、各地区の団体長など、中心になってこれからやっていただく方がどんなふうに思っているか心配していた。そういう方々の意見を審議会として聞くということが必要である。
- ・パブリックコメントを行って、実際の市民の方の意見を、私自身も聞きたいと思う。
- ・審議会の答申としては、審議会の答申として出した方がよい。その上で、審議会の答申を叩き台にパブリックコメントを募集していただいて、照らし合わせて、行政の方でやりやすいようにしていただく方がまとまる。パブリックコメントをやるんだったら、この日程では難しい。1ヶ月も無い間に、この内容を理解して市民が意見を出して、それを行政がまとめて、というのは、十分なパブリックコメントをとれる確証がない。
- ・答申をなるべく早く確定させ、早く市長に答申し、その後、市としてパブコメ等の市民意見を聞くのが良い。
- ・まずは、私たちの意見として答申をして、それを見た上でパブリックコメントをとって、それを合わせて市の方でまとめていただだける方がよい。
パブリックコメントを実施すべきというご意見の方が6人。筋論という方は18人。審議会の議決方法は別に定められていないので、全会一致が原則ということになっているが。
- ・パブリックコメントをやるにあたり、「市民の意見がいろいろ出て来ると、それはちょっと困る」という、そのようなことでやらないというのは、とても残念である。
市民の意見を吸い上げるチャンネルが幾つかある。ここは一つのチャンネルで、パブリックコメントは、また別のチャンネルとしてある。それで良いということ。市民の意見を反映することには変わらない。審議会としてまとめてきたものに対しては、答申として出して、それは市民の意見として一つあるだろう。パブリックコメントとして吸い上げた意見は、また別のものとして、一つあるだろう。ある意味、パブリックコメントを別に実施した方が、パブリックコメントとして提出した市民の意見はかえって重い。審議会で、ここで採択しないといったら、ここで市民の意見は終わり。
- ・答申には反映できないが、パブリックコメントができる機会はあると思う。答申案の中へ反映できるようにご意見があればということで、やって欲しかった。
- ・市民会議のことだけでなく、案をホームページなり、意見を聴取したり、あるいは団体長に説明をするということも、やる必要がないということか。答申を確定するまでの間、できるだけ意見を聴取する場があってもいい。

2 審議会答申（素案）について

- ・名簿は50音順で並べた方がよい。
- ・住民自治は一人ひとりが下から支える、というのが基本。一般の市民の人が見たときに、各種団体で決めていくんだというような感触を受けがちになる。
個々の住民をハイライトしてもらいたいというのは、そのとおり。該当箇所を突き止めてから修正を検討したい。

- ・隣組から始まって各区が中心というのが前提にはなっていると思うが、それを、最初の「答申にあたって」と一番最後の「住民自治の進展」で触れた方がいい。また、8ページの「人材の発掘や育成」で「住民活動が主体的かつ継続的に行われるよう」となっているが、各区の活動の中で人員を発掘していくという観点の方が現実的だと感じる。地域の中で適任者がいれば一番いい。
いい働きをしてもらえる人であれば、地域の人的那个人に情報を与えて活動してもらえればいいのでは。裏返して言うと、よそ者はいれない、となるのは良くない。地域のことは地域の住民しかわからないから、よそから来る者は受け入れない、ともなってしまう。地域の住民の心情をわかってきて、よく働いてくれる人であれば、どこに住んでいてもいい。
- ・7ページ中心に「必要があります」が「べきです」に、希望調が断定調になっているが、どういうことか。
審議会として、きっちりと、市長に意見を明示して表現をすべきという意見をいただき、「必要があります」を「すべきです」と修正した。「必要があります」のままとなっているところは意思の強弱。
- ・5ページ「設置根拠」とあるが、「根拠」というのがあてはまらない。
制度上の根拠、という趣旨。確かにわからないといえわからないかも知れないので、見出しの工夫を検討する。
- ・11ページ「その必要性については認めるものの」が消されている。総合事務所の設置については賛成意見があり、もう少し説明をいただきたい。成熟状況等を見極めて、意見を十分聴取する中で改めて審議、というのはいいいが、必要ということは認めて残しておくことが大事。
総合事務所が必要かどうか、は合意を得ていない。それで削除した。合意ができたのは総合調整の必要はある、ということ。ここの主述は地域総合事務所なので削除して然るべきところ。賛成意見としてそういう意見があったが、それはあくまでも賛成意見に過ぎない。
- ・11ページ「土木事務所」全体意見になっていない。その他の意見のところ「土木事務所を置いて」と記載してあればいい。総合行政の展開とはいささか異にするものであり、土木事務所については合意を得ていないので、本文の方からは削除していただきたい。
「土木事務所を先行して・・・」のところは削除して、この審議会の了解としては、「様々な課題」の中には、その削除した部分に含まれている問題もある、という意見が出たということについては了解していただく。
- ・9ページ「地域特性を考慮した担当の配置」で、「配置する必要があります」から「配置を検討するべきです」変わっているが、これは「配置をするべきです」としていただきたい。
「必要となる支所へ」ということ。市としては検討しかできないというのであれば、説明責任を果たせばいい。答申は「すべきである」とやっても問題はない。
- ・7ページ「公民館」。市立公民館の館長は残すが、あとは支所でやると理解しているが、これでは不明確。都市内分権の目的に合わせて公民館の組織を替えることを書いた方がいい。市の職員の一入を支所長の下に入れて、公民館の仕事と兼務してもよい。
- ・職員配置のシミュレーションでは、26年度の職員数が同じであったので、市立公民館はそのまま行くと解釈した。「場合によっては市立公民館長は別に置くけれども、事務を担当するのは、行政の方で支所と兼務する場合もある」と理解した。
事務局の考え方について異論があるということではないから、その考え方が、もう少しはっきり出るように検討する。
- ・2ページ「委員諸氏の合意を得た」は、審議会としては要らない。「その重要性について合意を得たところである」ということで良い。
- ・11ページ、見出しが「身近な地域での総合行政の展開」で、中身は総合事務所と地域会議のことが触れられているが、短刀直入に「総合事務所の必要性」でよい。地域総合事務所と身近な地域での総合行政の展開というのが非常に分かりにくい。

- ・ 11ページ「改めて審議する」は、「改めて議論すべきものがある」というような表現が良い。
- ・ 12ページ「当面の目標」は「実施スケジュール」の方が分かりやすい。
- ・ 12ページ「当面の目標」の(1)(2)(3)とあり、(4)が目標年次となっているが、(1)では「18年度に」とあり、(2)では「促進する必要がある」とあり、(3)では、そういうタイミング的な記載が無い。(4)で「21年度とします」となっており、21年度は何を当面の目標年次にするのか分かりにくいので、明確に各項目毎にタイミングを記す。
- ・ 12ページ「18年度中に設置しなければならない」ということまで言い切る必要は無い。18年度では困るという意味ではないが。
表現を変えて大筋このような書き方にする。「すべき」を「必要」に変えたりはしない。
- ・ 12ページ「市民理解の促進」に、パブリックコメントなり、市民の意見聴取なり、含めて記載してもらった方が良い。
審議会としても必ずやれ、という意味で。実施すべきという意見の方々のお考えをここに反映させていただくということにもなる。「パブリックコメント等」をそこに挿入する。
- ・ 12ページ「住民自治の進展」とあるが、中身は「自治基本条例を制定することを提案する」となっており何を言っているのかははっきり分からないので、明確に自治基本条例の制定を将来的には目指すという形で。
- ・ 8ページ「支所長の権限」で、支所から部長の決裁が早くて10日、遅ければ2週間以上かかるというようなことを解消するために、事務分掌規則へ支所長の権限を盛り込むべき。1週間以内に決裁がでるとスピーディーに住民サービスにつながる。
どこで時間がかかっているのか、調べてみないと分からないが、それだけ時間がかかるとすれば、改善すべき点ではある。
ここに、行政手続法みたいに標準事務処理期間を設けて、バシバシやってくれという趣旨で、「早急に検討すべきである」と入れる。
- ・ 3ページ「今後とも財政が逼迫する厳しい状況の中で」とあるが、財政が正常になった場合にはやらないのかとなってしまう。市民の要望をきちんと汲み上げるような、「本当の住民自治を考えるうえで」というような表現がよい。
これはあくまでも、バックグラウンドの一つ。財政が逼迫するだけだから、やるということでは決してないが、「逼迫」は強すぎるので、「厳しい財政状況の中で」くらいにする。

3 今後の審議スケジュールについて

【会長からの提案】

- ・ 次回もう1回開くか、審議会を開かずに、今日の見解をまとめたものをご覧いただいて、ご判断をいただく。「良い」という判断であれば、そのまま答申としてまとめ上げる。まだまだ議論が足りないということであればもう1回やるし、「大体議論は尽くした」「完璧ではないがこの程度でよい」ということであれば、私と副会長にお任せいただける部分を少し多めにいただいて、改めてご覧いただく。どうしましょう。

異議なしの声あり

それでは少し前倒しにできるようにやりたいと思う。少し多めの裁量をいただきたい。

以上